

麻薬年間届（法第 47 条）

1 内容

前年の 10 月 1 日及び当年の 9 月 30 日に所有していた麻薬の品名及び数量、並びに前年の 10 月 1 日から当年の 9 月 30 日の間に譲り受け、譲り渡した麻薬の品名及び数量について、毎年 11 月 30 日までに届け出なければなりません。

2 提出書類、部数

- ・麻薬年間届 1 部

控えを含まない部数です。控えは別にご用意ください。

3 手数料

なし

4 申請時期

毎年 11 月 30 日まで

5 提出先

毎年 10～11 月頃に各保健福祉事務所を巡回する年間届の受付を行っています。日程は別途 HP に掲載する等により案内します。

6 その他

年間届の受付時に、『麻薬帳簿』及び『麻薬譲渡証』の確認もしますので、ご持参ください。

在庫が無い場合でも、『実績なし』として届け出なければなりません。